

京都市告示第344号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和元年9月25日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道  
供用開始の期日 告示の日  
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
鳥羽道	東山区本町二十丁目439番地1地先から	旧	メートル 16.50	メートル 14.80 ~ 15.00
	同区福稲下高松町73番地1地先まで	新	16.50	14.20 ~ 14.80

(建設局土木管理部道路明示課)